



# 運賃・料金が変わりました

～公示運賃額が新しくなり 幅運賃制度がなくなります～

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃を見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

## 新たな公示運賃

施行・・・令和 5年 8月 25日

### ① 貸切バス事業者が国に届け出る公示運賃額が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新下限額）

距離：1kmあたり単価（円）  
時間：1時間あたり単価（円）

		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
距離	大型車	140	170	160	150	140	160	190	140	140	200
	中型車	120	150	140	130	120	130	160	120	120	170
	小型車	100	130	120	110	100	110	140	100	100	140
時間	大型車	5,570	6,530	6,580	6,440	6,820	7,390	6,320	6,380	6,330	5,230
	中型車	4,700	5,520	5,560	5,430	5,760	6,240	5,330	5,380	5,350	4,420
	小型車	4,030	4,740	4,770	4,670	4,940	5,360	4,580	4,620	4,590	3,790

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車以外のもの 小型：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

### ② 幅運賃制度がなくなります

**新制度・・・下限額以上で運賃を決定（上限額の廃止）**

旧制度・・・上限額～下限額の間で運賃を決定

